

幸手市立西中学校 いじめ防止基本方針（平成30年11月1日改訂）

1 いじめの定義

「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

2 幸手市立西中学校における「いじめ」のとらえ方

- ① いじめはどの生徒にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 「幸手市立西中学校いじめ防止対策基本方針」

「いじめはどの生徒にも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進する。

1 いじめを許さない学校づくりのために

- (1) 本校の学校教育目標は「自己実現を目指し、心豊かな人」であり、その具体像として2つ目に「思いやりのある生徒」を掲げている。人間は共に生きているという原点に立ち帰り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識のもと、改めて、いじめや暴力を許さず、「心の教育」の充実に努め、いじめの未然防止について全校を挙げて推進することが、本校の掲げる目標の基礎の部分である。また、地域や家庭においても、サポートチームやPTAなど関係諸組織を有効に活用し、大人がいじめの問題の深刻さを十分認識できるよう情報交換や、啓蒙活動を実践していく。
- (2) 本校では「いじめは決して許されない」との強い認識を徹底し、再度、生徒と教職員が共有するとともに、生徒や教職員等誰もが、いじめの傍観者とはならず、いじめを抑止する仲裁者となる土壌を育む。
- (3) インターネットや携帯電話を利用したネット上のいじめが新たな問題として生じていることに留意し、生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実や、教職員の情報リテラシーの向上を図りながら適切に対応する。

2 いじめに対する認識や気付きへの対応を充実するために

- (1) 常日頃から生徒の生活実態について、アンケートの実施、個別面談及び生活記録ノートの活用等、工夫したきめ細かい把握に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、生活の中でいじめのささいな兆候を把握できる取組を工夫する。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するかどうか否かを判断していく。その際、一部の教職員が情報を抱え込み、対応が遅れることがないように、複数の教職員で確認し、情報を共有する。
- (2) いじめ防止等の対策の組織の中心を「生徒指導委員会」とし、「教育相談部会」および、「いじめ・非行防止ネットワーク」と連携する。いじめを見抜く目や立ち向かう姿勢など、教職員のあり方を見直すと共に、生徒の様子の変化を敏感に察知するなどの認知能力を高める校内研修等に取り組み、学校が一丸となった体制づくりに努める。

いじめ防止強化期間 平成30年11月1日(木)～11月15日(木)

3 いじめを認知した場合の適切な対応

- (1) 事故やけんかにおいても、単なる生徒のいさかい等として見逃すことなく、いじめの兆候を認知したときは、直ちに、保護者や友人関係等からの情報等を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、早期解消を図るための指導等を行う。また、当該いじめ事案の加害生徒に対する指導は的確かつ迅速に行うことはもちろん、保護者に対しても必要な内容の助言を与え、学校が行った指導が充分浸透するよう、加えて、再発の防止が行われるよう学校と保護者の連携を図る。当該いじめ事案の被害生徒には安心して学校生活等が送れるよう、被害生徒本人に支援を行うとともに、その保護者に対しても必要な支援を継続的に行う。また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは次の2つの要件を満たしている必要がある。①いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月は止んでいること②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。このため、教職員は平素よりいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応をする体制を整備するものとする。
- (2) 重大ないじめ事案については、「当該いじめ事案対応チーム」（構成メンバー：校長、教頭、主幹教諭(教務)、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、当該生徒担任、さわやか相談員を基本とし、必要に応じて関係諸機関職員、教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等も入る）を立ち上げ、その解消のために全校をあげて取り組む。また、その取組の中で得た当該いじめ事案に係る事実関係等その他の必要な情報については、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供するとともに、教育委員会への報告については速やかに行う。また、当該いじめ事案の解消については校長のリーダーシップのもと、当該生徒の担任のみならず、それぞれの職員が責任を共有しながら、学校組織をあげていじめの解消に向けた的確な対応を行う。
- (3) 指導を継続しているにも関わらずいじめが解消していない場合には、いじめを行った生徒及びその保護者に対しては、いじめの解消のための指導に加え、必要に応じ他の生徒の教育を受ける権利を保障する観点からの出席停止を市教委から保護者に命じたり、犯罪行為にあたり生徒の安全確保が必要な場合は警察等関係機関との連携協力等を図ったり、毅然とした対応を行う。
- (4) いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、さわやか相談員その他、必要に応じスクールカウンセラー等を積極的に活用する。